

平成 2 4 年 3 月 6 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第 1 回 廿日市市議会議案説明書目次

報告第 1 号	専決処分事項の報告について	1
報告第 2 号	専決処分事項の報告について	3
議案第 19 号	合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に 対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条 例	5
議案第 20 号	廿日市市暴力団排除条例	7
議案第 21 号	廿日市市協働によるまちづくり基本条例	9
議案第 22 号	住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入 国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約 に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管 理に関する特例法の一部を改正する等の法律の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例	11
議案第 23 号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	13
議案第 24 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	15
議案第 25 号	廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例の 一部を改正する条例	21
議案第 26 号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	23
議案第 27 号	廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する 条例	25
議案第 28 号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	27
議案第 29 号	広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事 業施行条例の一部を改正する条例	29
議案第 30 号	廿日市市市営住宅設置及び管理条例及び廿日市 市福祉住宅設置及び管理条例の一部を改正する 条例	31
議案第 31 号	廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例	33
議案第 32 号	はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部	35

を改正する条例

議案第 3 3 号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	…… 3 7
議案第 3 4 号	廿日市市工業団地下水道条例を廃止する条例	…… 3 9
議案第 5 0 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める ことについて	…… 4 1
議案第 5 1 号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ いて	…… 4 3
議案第 5 2 号	市道路線の認定及び廃止について	…… 4 5
議案第 5 3 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	…… 5 1
議案第 5 4 号	廿日市市監査委員の選任の同意について	…… 5 3
議案第 5 5 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	…… 5 5

(報告第 1 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成23年10月6日〇〇〇〇が、四季が丘公園敷地内の複合遊具の縦板の一部が外れた転落防止柵に寄り掛かり、左足を後ろに上げたところ、体勢を崩し、外れた部分に露出していた留め金具に左すねを打ち付け、同人が負傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 66,633円

3 専決処分年月日

平成24年1月17日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(報告第2号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成23年7月12日明和運送株式会社の従業員が、同社所有の普通貨物自動車を運転して、市道阿品10号路線路上(廿日市市阿品二丁目地内)を進行中、路面下が空洞になっていたため、路面が陥没して同車の右後輪が落ち、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 192,444円

債権者 広島市南区翠五丁目21番13号

明和運送株式会社

代表取締役 武安哲男

3 専決処分年月日

平成24年1月24日

4 根拠法令

報告第1号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第1号説明書に同じ。

(議案第 19 号)

合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

(税制収納課)

1 制定の理由

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第 4 条第 1 項の規定等に基づき、軽自動車税の賦課徴収について、廿日市市税条例（以下「市税条例」という。）の特例を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 税率の特例

市税条例第 8 2 条に規定する軽自動車税の税率にかかわらず、合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税（以下「合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税」という。）の税率は、次のとおりとする。

区 分		税 率
原動機付自転車		年額 500 円
軽自動車	二輪又は三輪のもの	年額 1,000 円
	四輪以上のもの	年額 3,000 円
二輪の小型自動車		年額 1,000 円

(2) 徴収方法の特例

軽自動車税の徴収方法は普通徴収とする市税条例第 8 5 条の規定にかかわらず、合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税は、証紙徴収の方法によって徴収する。

(3) 証紙徴収の手続

証紙徴収による軽自動車税の納税義務者は、毎年 4 月中において、廿日市市が発行する証紙を購入し、当該証紙に納税済印を受けること

により、当該軽自動車税を納付しなければならない。

3 施行期日等

平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の軽自動車税から適用する。

4 根拠法令

(1) 地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

第4条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車に対する自動車税又はこれらのものの所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の徴収については、地方税法第151条又は第446条の規定にかかわらず、地方団体の条例に定めるところによつて、証紙徴収の方法によらなければならない。

(議案第20号)

廿日市市暴力団排除条例

(自治振興課)

1 制定の理由

暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保することを目的として、廿日市市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定めるとともに、市及び市民等の役割を明らかにし、暴力団の排除を推進するために講ずべき措置を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 目的・定義

条例の目的及び条例における用語の意義について規定する。

(2) 基本理念

暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定する。

(3) 市及び市民等の役割

暴力団の排除に関し、市及び市民等が取り組むべき役割について規定する。

(4) 市の事務及び事業における措置

ア 市は、入札に暴力団員等を参加させず、又は法令に違反しない限りにおいて暴力団員等を補助金、交付金等の交付の対象としないようにする等の必要な措置を講ずる。

イ 市（市が設置する公の施設の管理を委任された者を含む。）は、暴力団の活動のために公共施設を利用し、又は使用しようとする者に対し、利用又は使用の許可を与えないことができるようにする等の必要な措置を講ずる。

(5) 県及び他の市町への協力

市は、県及び他の市町が実施する暴力団の排除のための施策に対し、情報提供その他の必要な協力について規定する。

(6) 祭礼等からの暴力団排除

祭礼、花火大会等の行事から暴力団及び暴力団員等を排除するため、
行事の主催者等が必要な措置を講ずることなどについて規定する。

3 施行期日

平成24年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条
第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令
に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(議案第21号)

廿日市市協働によるまちづくり基本条例

(まちづくり推進室)

1 制定の理由

地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現するため、協働によるまちづくりに関し基本的な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 前文

条例制定の趣旨を記述する。

(2) 総則

条例の目的及び条例における用語の意味について規定する。

この条例では、みんなが暮らしやすい豊かな地域社会をつくるための公共性を持つ取組を「まちづくり」と、市民と市、市民同士が連携・協力して活動することだけでなく、市民の活動に対する市の支援や、市の活動への市民の参加も含めて「協働」と規定する。

(3) 協働によるまちづくりの基本原則等

基本原則を定め、並びに市民の役割及び市の責務について規定する。

(4) 協働によるまちづくり推進計画

協働によるまちづくりを確実に進めていくために計画を策定することについて規定する。

(5) 協働によるまちづくりを推進する仕組み

ア 特性を生かしたまちづくり

地区、地域及び市域において、それぞれの地域性やさまざまな知識、技能等の特性を生かしてまちづくりを進めること、情報の共有、課題の解決等のための話合いの場「円卓会議」について規定する。

イ 情報発信による信頼関係づくり

信頼関係づくりに欠かせない情報の発信及び共有について規定す

る。

ウ 人づくり

まちづくりに関わる人材の発掘と育成について規定する。

エ 評価及び支援

自らの活動を顧みることの意義、市による活動に対する評価及び支援について規定する。

(6) 実効性の確保

審議会の設置、実施状況の検証及び条例の見直しについて規定する。

3 施行期日

平成24年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

(議案第 22 号)

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難
民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱
した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(市 民 課)

1 提案の要旨

住民基本台帳法の一部が改正され、及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律において外国人登録法が廃止されたことに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	整 理 の 内 容
廿日市市印鑑条例	外国人登録に関する規定を削除し、その他必要な規定を整理する。
廿日市市部設置条例	「外国人登録事務」を削除する。
廿日市市手数料条例	「外国人登録原票の写し」及び「外国人登録原票の記載事項証明」を削除する。
廿日市市住民基本台帳カードの利用に関する条例	引用条項を整理する。

2 施行期日

平成 24 年 7 月 9 日

(議案第 23 号)

廿日市市税条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が制定されたこと並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり市民税及び市たばこ税に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税

ア 平成25年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止する。

イ 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税の均等割に限り、税率を次のとおり引き上げる。

現 行	改 正 案
3, 000 円	3, 500 円

(2) 市たばこ税

ア 市たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、次のとおり引き上げる。

現 行	改 正 案
1,000 本につき 4,618 円	1,000 本につき 5,262 円

イ 旧3級品の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、次のとおり引き上げる。

現 行	改 正 案
1,000 本につき 2,190 円	1,000 本につき 2,495 円

(3) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

公布の日。ただし、(1)のアの改正規定については平成25年1月1日、(2)の改正規定については平成25年4月1日

3 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第24号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(財 政 課)

1 改正の理由

建築基準法の一部が改正され、建築確認又は検査の審査内容が厳格化されたことにより審査に係る事務処理時間が増加したこと及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る審査の標準手数料額が新たに設けられたことに伴い、手数料の額を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 手数料の改定

ア 建築物に関する確認又は計画通知

建築物の床面積の合計	単位	現 行	改正案
30 平方メートル以内	1 件	5,000 円	7,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内	1 件	9,000 円	1 万 3,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内	1 件	1 万 4,000 円	1 万 9,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内	1 件	1 万 9,000 円	2 万 6,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内	1 件	3 万 4,000 円	4 万 6,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内	1 件	4 万 8,000 円	6 万 5,000 円
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	1 件	14 万円	19 万円
1 万平方メートルを超え	1 件	24 万円	31 万円

5 万平方メートル以内			
5 万平方メートルを超える	1 件	46 万円	60 万円

イ 建築設備に関する確認又は計画通知

区 分	単位	現 行	改正案
小荷物専用昇降機	1 件	4,000 円	9,000 円
上記以外	1 件	9,000 円	1 万 9,000 円

ウ 建築設備に関する計画変更確認又は計画変更計画通知

区 分	単位	現 行	改正案
小荷物専用昇降機	1 件	3,000 円	5,000 円
上記以外	1 件	5,000 円	1 万円

エ 工作物に関する確認又は計画通知

現 行	改正案
1 件につき 8,000 円	1 件につき 1 万 3,000 円

オ 工作物に関する計画変更確認又は計画変更計画通知

現 行	改正案
1 件につき 4,000 円	1 件につき 7,000 円

カ 建築物に関する完了検査又は工事完了通知（特定工程の指定に係る建築物以外の建築物）

建築物の床面積の合計	単位	現 行	改正案
30 平方メートル以内	1 件	1 万円	1 万 1,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内	1 件	1 万 2,000 円	1 万 3,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内	1 件	1 万 6,000 円	1 万 7,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内	1 件	2 万 2,000 円	2 万 3,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内	1 件	3 万 6,000 円	4 万円

1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内	1 件	5 万円	5 万 6,000 円
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	1 件	12 万円	13 万円
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	1 件	19 万円	21 万円
5 万平方メートルを超える	1 件	38 万円	43 万円

キ 建築物に関する完了検査又は工事完了通知（特定工程の指定に係る建築物）

建築物の床面積の合計	単位	現 行	改正案
30 平方メートル以内	1 件	9,000 円	1 万円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内	1 件	1 万 1,000 円	1 万 2,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内	1 件	1 万 5,000 円	1 万 6,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内	1 件	2 万 1,000 円	2 万 2,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内	1 件	3 万 5,000 円	3 万 8,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内	1 件	4 万 7,000 円	5 万 3,000 円
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	1 件	11 万円	12 万円
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内	1 件	18 万円	20 万円
5 万平方メートルを超える	1 件	37 万円	40 万円

ク 建築設備に関する完了検査又は工事完了通知

区 分	単位	現 行	改正案
-----	----	-----	-----

小荷物専用昇降機	1 件	8,000 円	1 万 2,000 円
上記以外	1 件	1 万 3,000 円	2 万 1,000 円

ケ 中間検査又は特定工程工事終了通知において検査した建築設備に関する完了検査又は工事完了通知

区 分	単位	現 行	改正案
小荷物専用昇降機	1 件	8,000 円	1 万 2,000 円
上記以外	1 件	1 万 2,000 円	2 万円

コ 工作物に関する完了検査又は工事完了通知

現 行	改正案
1 件につき 9,000 円	1 件につき 1 万 4,000 円

サ 建築物に関する中間検査又は特定工程工事終了通知

中間検査又は特定工程工事 終了通知を行う部分の床面 積の合計	単位	現 行	改正案
30 平方メートル以内	1 件	9,000 円	1 万円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内	1 件	1 万 1,000 円	1 万 3,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内	1 件	1 万 5,000 円	1 万 7,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内	1 件	2 万円	2 万 3,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内	1 件	3 万 3,000 円	3 万 7,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内	1 件	4 万 5,000 円	5 万 2,000 円
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	1 件	10 万円	12 万円
1 万平方メートルを超え	1 件	16 万円	19 万円

5万平方メートル以内			
5万平方メートルを超える	1件	33万円	39万円

(2) 手数料の追加

事務の種類	単位	手数料	備考
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置の許可 危険物の貯蔵最大数量			1申請をもって1件とする。 設置の許可に係る完成検査又は変更の許可は、当該手数料の額の2分の1の額、変更の許可に係る完成検査は、当該手数料の額の4分の1の額とする。
1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満	1件	112万円	
5,000キロリットル以上 1万キロリットル未満	1件	133万円	
1万キロリットル以上 5万キロリットル未満	1件	148万円	
5万キロリットル以上 10万キロリットル未満	1件	183万円	
10万キロリットル以上 20万キロリットル未満	1件	212万円	
20万キロリットル以上 30万キロリットル未満	1件	433万円	
30万キロリットル以上 40万キロリットル未満	1件	557万円	
40万キロリットル以上	1件	677万円	

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成24年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定

の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(議案第 25 号)

廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

(環境政策課)

1 提案の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において墓地、埋葬等に関する法律の一部が改正され、広島県知事の権限であった墓地等の経営許可等の事務が市長の権限になることに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

3 根拠法令

議案第 20 号説明書に同じ。

(議案第26号)

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例

(児 童 課)

1 提案の要旨

玖島保育園の廃止及び深江保育園の移転に伴い、次のとおり改正しようとするものである。

- (1) 玖島保育園の廃止により、同保育園の名称及び位置を削除する。
- (2) 深江保育園の位置を次のとおり変更する。

現 行	改 正 案
廿日市市深江三丁目8番32号	廿日市市深江二丁目11番25号

2 施行期日

平成24年3月26日。ただし、1の(1)は、平成24年4月1日

3 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 27 号)

廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

(児 童 課)

1 提案の要旨

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整理を行うとともに、利用対象児童の範囲を拡充しようとするものである。

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

3 根拠法令

児童福祉法

第 34 条の 8 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

(議案第 28 号)

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 提案の要旨

平成 21 年度から平成 23 年度までの介護保険事業計画期間が終了することに伴い、新たに平成 24 年度から平成 26 年度までの介護保険事業計画期間における各年度の所得段階に応じた保険料の額を、次のように定めようとするものである。

	平成 21 年度から 平成 23 年度まで		平成 24 年度から 平成 26 年度まで	
	年額	月額	年額	月額
第 1 段階	25,017 円	2,085 円	28,260 円	2,355 円
第 2 段階	25,017 円	2,085 円	28,260 円	2,355 円
特例第 3 段階	—	—	37,868 円	3,156 円
第 3 段階	37,526 円	3,127 円	42,390 円	3,533 円
特例第 4 段階	45,531 円	3,794 円	51,433 円	4,287 円
第 4 段階	50,035 円	4,170 円	56,520 円	4,710 円
第 5 段階	58,040 円	4,837 円	65,563 円	5,464 円
第 6 段階	62,543 円	5,212 円	70,650 円	5,888 円
第 7 段階	75,052 円	6,254 円	84,780 円	7,065 円
第 8 段階	87,561 円	7,297 円	98,910 円	8,243 円

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

3 根拠法令

介護保険法

第 129 条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

② 前項の保険料は、第 1 号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

- ③ 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

(議案第 29 号)

広島圏都市計画事業廿日市駅北土地区画整理事業施行条例の
一部を改正する条例

(廿日市駅北区画整理事務所)

1 提案の要旨

廿日市駅北土地区画整理事業の事務所を移転することに伴い、その所在地を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正 案
廿日市市平良山手 1 2 番 7 号	廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

3 根拠法令

土地区画整理法

第 53 条 前条第 1 項の施行規程は、当該都道府県又は市町村の条例で定める。

② 前項の施行規程には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(4) 事務所の所在地

(議案第30号)

廿日市市営住宅設置及び管理条例及び廿日市市福祉住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

(住 宅 営 繕 課)

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、公営住宅の入居者資格として同居親族要件、入居収入基準等を規定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 廿日市市営住宅設置及び管理条例の一部改正

ア 公営住宅に入居することができる者の条件のうち、公営住宅法の一部が改正されたことにより廃止される現に同居し、又は同居しようとする親族（以下「同居親族」という。）があることについて、引き続き条件とするとともに、この条件が免除される者について規定する。

イ 公営住宅に入居することができる者の収入基準を次のとおり定める。

(7) 入居者又は同居者が障害者等である場合など、入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合 月収21万4,000円

(イ) (7)に掲げる場合以外の場合 月収15万8,000円

ウ 佐伯地域、吉和地域及び宮島地域に存する公営住宅にあっては、当分の間、同居親族がない場合でも、入居者資格のうち同居親族要件を満たすものとする。

(2) 廿日市市福祉住宅設置及び管理条例の一部改正

廿日市市福祉住宅設置及び管理条例において引用している公営住宅

法施行令及び公営住宅法施行規則の規定が削除されるため、必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成24年4月1日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 公営住宅法

第23条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) その者の収入がイ又はロに掲げる場合に應じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

第48条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。

(議案第 31 号)

廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例

(教育委員会)

1 提案の要旨

廿日市市立宮島小学校の大規模改造工事が完了し、廿日市市立宮島中学校を宮島小学校の所在地に移転させることに伴い、宮島中学校の位置を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正 案
廿日市市宮島町 779 番地	廿日市市宮島町 779 番地 2

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

3 根拠法令

議案第 26 号説明書に同じ。

(議案第 32 号)

はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

(はつかいち市民図書館)

1 提案の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において図書館法の一部が改正されたことに伴い、図書館協議会委員の任命の基準を新たに定めようとするものである。

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

3 根拠法令

図書館法

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期
その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(議案第 33 号)

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

危険物の規制に関する政令の一部が改正され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の第 1 類の危険物に追加されたことに伴い、新たに指定数量 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことになるものの一定の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の基準について、次のとおり経過措置を講じようとするものである。

- (1) 配管の構造の技術基準については、一定の条件を満たす場合には、これを適用しないこととする。
- (2) 内装容器等の表示に関する技術基準については、平成 25 年 12 月 31 日までの間は適用しないこととする。
- (3) 地下タンク及び移動タンクで貯蔵する場合を除き、関係する技術上の基準については、平成 25 年 6 月 30 日までの間は適用しないこととする。
- (4) 新たに対象となるものの届出は、平成 24 年 12 月 31 日までにしなければならないこととする。

2 施行期日

平成 24 年 7 月 1 日

3 根拠法令

消防法

第 9 条の 4

- ② 指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準（第 17 条第 1 項の消防用設備等の技術上の基準を除く。）は、市町村条例で定める。

(議案第 34 号)

廿日市市工業団地下水道条例を廃止する条例

(下水道経営課)

1 提案の要旨

工業団地下水道を廃止し、その処理区域を公共下水道の処理区域に編入するため、廿日市市工業団地下水道条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

3 根拠法令

議案第 26 号説明書に同じ。

(議案第50号)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

(総合政策課)

1 提案の要旨

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律で規定する辺地に該当する栗栖辺地において、同法により公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めようとするものである。

2 総合整備計画の内容

(1) 辺地の概況

ア 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市栗栖

イ 地区の中心の位置 廿日市市栗栖126番地2

(2) 公共的施設の整備計画

ア 計画期間 平成24年度から平成27年度までの4年間

イ 整備施設及び事業費

(単位：千円)

施設名	事業費	辺地対策事業債の予定額
交通通信施設 (農道・林道)	20,800	20,800
厚生施設 (飲用水供給施設)	156,803	50,400
合計	177,603	71,200

3 根拠法令

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定め

ることができる。

(議案第51号)

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(保 険 課)

1 提案の要旨

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律において外国人登録法が廃止されたことに伴い、広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更しようとするものである。

2 施行期日

平成24年7月9日

3 根拠法令

地方自治法

第291条の3

- ③ 広域連合は、次条第1項第6号又は第9号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第1項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第52号)

市道路線の認定及び廃止について

(維持管理課)

1 提案の要旨

(1) 市道路線の認定

開発行為により設置した道路、事業計画のある道路の整備により既存道路の起点又は終点の変更が必要となった道路などを次のとおり市道路線に認定する。

ア 開発行為により設置した道路を市道とするもの

認 定 す る 路 線		認定路線図 番 号
番 号	路 線 名	
1385	第 9 郡 塚 線	2
1389	串 戸 畑 口 6 号 支 線	4
1393	宮 内 越 通 り 1 号 支 線	5
2198	河 津 上 中 組 2 号 線	16
2205	大 久 保 1 号 線	17
2207	千 代 田 中 央 1 号 線	18
2208	千 代 田 中 央 2 号 線	18
4636	別 府 3 号 線	20
4643	上 桐 3 号 線	23

イ 地元住民などから寄附を受けた道路を市道とするもの

認 定 す る 路 線		認定路線図 番 号
番 号	路 線 名	
1271	阿 品 2 号 路 線 1 号 支 線	7
1390	串 戸 畑 口 7 号 支 線	4
1392	沢 の 尾 2 号 支 線	5
1394	六 本 松 2 2 号 線	5

2134	上 中 組 小 坂 1 号 線	15
2194	河 本 1 号 支 線	13
2195	林 1 号 支 線	13
2196	八 幡 迫 支 線	14
2197	下 中 組 1 号 線	15
2199	光 が 丘 南 7 号 線	17
2200	光 が 丘 南 8 号 線	17
2201	光 が 丘 南 9 号 線	17
2202	光 が 丘 南 10 号 線	17
2203	光 が 丘 南 11 号 線	17
2204	光 が 丘 南 12 号 線	17

ウ 生活道の形態を呈している道路を市道とするもの

認 定 す る 路 線		認定路線図
番 号	路 線 名	番 号
253	阿 品 4 号 路 線	7
613	串 戸 5 号 線	6
745	新 屋 敷 2 号 線	6
759	国 広 線 支 線	5
1383	国 療 支 線	1
1384	森 宗 線	1
1386	第 6 可 愛 支 線	3
1387	住 吉 7 号 線	3
1388	大 幸 1 号 支 線	4
1391	北 山 4 号 線	5
1395	串 戸 4 - 2 号 線	6
1396	扇 新 開 第 8 横 線	6
1397	金 剛 寺 第 1 4 線	6
2190	大 虫 1 号 線	8

2191	飯 山 稗 原 線	9
2192	下 栗 栖 線	10
2193	上 栗 栖 2 号 線	11
2206	友 田 東 線	17
2209	北 戸 屋 原 1 号 線	12
4635	赤 崎 1 6 号 線	19
4637	中 別 府 3 号 線	20
4638	土 井 6 号 線	20
4639	原 5 号 線	21
4640	上 ノ 浜 7 号 線	22
4641	上 ノ 浜 8 号 線	22
4642	下 の 浜 1 0 号 線	22
4644	梅 原 1 1 号 線	24

エ 市道の一部を廃止するとともに、同一道路上にある連続する路線を統合するもの

認 定 す る 路 線		認定路線図
番 号	路 線 名	番 号
172	金 剛 寺 第 1 2 線	25

オ 道路網を形成する階段を市道とするもの

認 定 す る 路 線		認定路線図
番 号	路 線 名	番 号
4645	前 空 5 0 号 線	26

カ 事業計画のある道路の整備により既存道路の起点又は終点の変更が必要となったもの

認 定 す る 路 線		認定路線図
番 号	路 線 名	番 号
4016	物 見 山 縄 田 線	28
4458	赤 崎 1 4 号 線	27

4 4 7 2	中 央 1 号 線	2 8
4 5 2 3	中 央 2 5 号 線	2 8

(2) 市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線などを次のとおり廃止する。

ア (1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複するもの

廃 止 す る 路 線		廃止路線図
番 号	路 線 名	番 号
1 7 2	金 剛 寺 第 1 2 線	3
1 7 3	金 剛 寺 第 1 3 線	3
2 5 3	阿 品 4 号 路 線	4
6 1 3	串 戸 5 号 線	3
7 4 5	新 屋 敷 2 号 線	3
7 5 9	国 広 線 支 線	2
1 2 7 1	阿 品 2 号 路 線 1 号 支 線	4
2 1 3 4	上 中 組 小 坂 1 号 線	5
4 0 1 6	物 見 山 縄 田 線	7
4 3 3 3	赤 崎 1 3 号 線	6
4 4 5 8	赤 崎 1 4 号 線	6
4 4 7 2	中 央 1 号 線	7
4 5 2 3	中 央 2 5 号 線	7

イ 一般県道廿日市停車場線の供用開始に伴い、路線が重複するもの

廃 止 す る 路 線		廃止路線図
番 号	路 線 名	番 号
3	横 小 路 線	1
8	胡 子 線	1

ウ 二級河川永慶寺川水系永慶寺川地震・高潮対策事業に伴い、廃道とするもの

廃止する路線		廃止路線図 番号
番号	路線名	
4401	下の浜3号線	7

2 根拠法令

道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

③ 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

(議案第53号)

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 山本名嘉子委員は、平成24年3月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

院 去 幹 雄 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 本 名 嘉 子

若 宮 清 行

水 中 誠 三

2 根拠法令

地方公務員法

第9条の2

② 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(議案第54号)

廿日市市監査委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 識見を有する者のうちから選任された橋本勉委員が、平成24年3月31日をもって辞職するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

横 山 泉 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

橋 本 勉

小 泉 敏 信

2 根拠法令

地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とするものとする。

(議案第55号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 木浦紀幸委員及び山本正博委員は、平成24年3月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

木 浦 紀 幸 (再任)

山 本 正 博 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

木 浦 紀 幸

上 村 脩 三

近 藤 昌 宏

山 本 正 博

山 田 延 弘

2 根拠法令

地方税法

第423条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

